

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 再任用に関する条例を廃止する条例の概要	1
2 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	2
3 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	3
4 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要	4
5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要	5
6 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	7
7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	8
8 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要	9
9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	10
10 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要	11
11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要	12
12 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例の概要	13
13 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	14
14 当せん金付証票の発売の概要	15
15 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要	16
16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要	17
17 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要	18
18 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要	20
19 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要	22

1 再任用に関する条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

地方公務員法の一部改正により、再任用制度に関する規定が削除されたことに伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

2 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任の手續について規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢に達している職員を他の職へ降任する制度が創設されたことに伴い、降任の手續に関する規定について所要の改正を行う。（第3条関係）

イ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部改正に伴い、給料の特例による降給について規定する。（職員の分限に関する条例第3条、附則第2項及び第3項関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

3 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

懲戒処分のうち、減給について、処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設ける。（第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

4 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、条例に基づく附属機関から神奈川県個人情報保護審査会を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会について、神奈川県個人情報保護条例を引用している箇所を個人情報の保護に関する法律施行条例に改める。（別表関係）

イ 神奈川県個人情報保護審査会について、個人情報の保護に関する法律により行政不服審査法上の機関と位置付けられることとなったため、神奈川県個人情報保護審査会の項を削除する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正前の附属機関の設置に関する条例の規定により置かれている神奈川県個人情報保護審査会は、個人情報の保護に関する法律の規定により行政不服審査法上の機関として置かれる神奈川県個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 定年引上げに伴う改正

- (ア) 特定地方警務官から引き続き都道府県警察の警察官に任命された場合であっても、県に在職していた者と同様に退職手当の算定ができるよう、特例措置を講ずる。（第2条の5、第5条の2、第5条の3の2、第6条の2、第6条の3、第6条の5、附則第7項～第9項、第14項関係）
 - (イ) 定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする。（附則第7項～第9項、第15項～第18項関係）
 - (ウ) 給料月額7割措置により退職手当算定額が低下する不利益を回避するため、給料のピークとなる60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例（ピーク時特例）を適用させることとする。（附則第19項関係）
 - (エ) 給料月額7割措置の前日以前に表異動等により給料月額の減額改定があった場合には、当該減額前、給料月額7割措置前、給料月額7割措置後と勤続期間を分けて計算する特例を講ずる。（附則第20項、第25項、第26項関係）
 - (オ) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として、60歳以降の退職については適用しないこととする。（附則第21項～第24項関係）
 - (カ) 地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。（第2条、第14条、第15条、第17条関係）
- イ その他所要の規定の整備を行う。（第4条、第5条、第5条の3、旧附則第2項～第18項、第22項～第28項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

懲戒免職処分を受けた場合の退職手当の支給制限、退職手当の返納及び退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

6 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

ア 現行の再任用職員及び短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に適用する措置を講ずる。（第5条、第11条、第15条、第16条、第17条の3、別表第1～第10関係）

イ 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（附則第7項、第8項関係）

ウ 管理監督職勤務上限年齢により降任等を伴う異動等をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。（附則第9項～第15項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（旧附則第3項～第57項、附則別表第1～第7関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

旧地方公務員法勤務延長職員の給与に関し特例を設ける等、所要の経過措置を設ける。

【議案（条例その他 その4）44頁 定県第114号議案】

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、再任用職員の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を削る。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。

8 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を、令和5年4月1日から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の定年を年齢65年とする。（第3条関係）

イ 管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とし、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受ける者の職、警視又は警部の階級にある警察官の占める職及びこれらに準ずる職とする。（第6条及び第7条関係）

その他、管理監督職勤務上限年齢による降任等の例外など、管理監督職勤務上限年齢制に係る所要の規定の整備を行う。（第4条、第8条～第11条関係）

ウ 年齢60年に達した日以後に退職し、定年退職日相当日を経過していない者を定年前再任用短時間勤務職員として採用できることとする。（第12条及び第13条関係）

エ 任命権者は、職員が年齢60年に達する年度の前年度に、年齢60年に達する日以後に適用される制度等の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとする。（附則第10項及び附則第11項関係）

オ その他、地方公務員法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。（第1条及び第14条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、附則第11条の規定は公布の日。

イ 経過措置

(ア) 職員の定年は、令和5年4月1日から2年に1年ずつ段階的に引き上げる。

(イ) 定年退職者等を暫定再任用職員として採用できることとする等、所要の経過措置を設ける。

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地方公務員法の一部改正に伴い、定年退職者等の再任用について引用する条項を整理する。（第2条関係）

イ 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、当該条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の派遣の対象とならない職員に加える。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

令和14年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

10 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、当該条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に加える。（第2条第3号及び第10条第3号関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第7条、第17条～第19条、第26条、第27条及び第28条第2号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）の給与に関し、特例を設ける。

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、公益的法人等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 現行の再任用職員に係る規定を削除するとともに、定年前再任用短時間勤務職員を派遣することができる職員とする規定を加える。（第2条関係）

イ 職員の定年等に関する条例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の派遣の対象とならない職員とする規定を加える。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして派遣することができる職員とする。

【議案（条例その他 その4）61頁 定県第119号議案】

12 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、定年による退職について引用する条項を整理する。（第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

13 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（第48条の2）

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条）

(3) 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、短時間勤務の職について引用する条項を整理する。

(4) 施行期日

令和5年4月1日

14 当せん金付証券の発売の概要

(1) 趣旨

令和5年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和5年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

15 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和4年 12月	6月	100分の162.5	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の97.5	100分の100.5
	3月未満	100分の48.75	100分の50.25

イ 令和5年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の165
	3月以上6月未満	100分の99
	3月未満	100分の49.5

(4) 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、(3)イについては令和5年4月1日から施行する。

16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 雇用保険法の一部改正に伴う改正

(ア) 職員が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しない特例を講ずることとする。（第10条第3項関係）

(イ) 令和4年3月31日以前に退職した者に対する改正後の雇用保険法附則第5条の地域延長給付に係る支給を、令和7年3月31日まで延長することとする。（附則第29項関係）

イ 一定の要件を満たす第二号会計年度任用職員等の非常勤職員について、退職手当の支給要件を緩和することとする。（第2条第2項関係）

(3) 施行期日

令和5年1月1日施行。ただし、附則第29項の改正規定は、公布の日から施行する。

【議案（条例その他 その5） 4～46頁 定県第137号議案】

17 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年10月13日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表の改定を行うなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和4年度の改定 (公布の日施行)

(ア) 給料月額 (令和4年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第10関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和4年4月1日適用)

地域手当の支給率を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.05/100	12/100

(ウ) 勤勉手当の支給割合 (令和4年12月1日適用)

令和4年12月期の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2項関係)

職員の区分		改 正	現 行
再任用職員 以外の職員	一般の職員	105/100	95/100
	特定幹部職員	125/100	115/100
再任用職員	一般の職員	50/100	45/100
	特定幹部職員	60/100	55/100

イ 令和5年度の改定 (令和5年4月1日施行)

(ア) 地域手当の支給割合

地域手当の支給率を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	令和4年度の改正
12.09/100	12.05/100

(イ) 勤勉手当の支給割合

令和5年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2項関係)

職員の区分		改正	令和4年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	100/100	105/100
	特定幹部職員	120/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	47.5/100	50/100
	特定幹部職員	57.5/100	60/100

- ウ 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)
 教員及び警察官の給料表の適用を異にする異動に伴う、異動後の級の最高号給を超える部分の現給保障を廃止することとする。(附則第4項関係)

(3) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)については令和4年4月1日から、(ウ)については令和4年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和5年4月1日施行
(2)ウ	令和6年4月1日施行

イ 経過措置

(2)ウの施行の日前に改正前の条例附則の規定による給料を支給されている職員に対しては、所要の経過措置を設ける。

18 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年10月13日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表の改定を行うなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和4年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和4年4月1日適用)
人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第5条関係)

b 期末手当の支給割合 (令和4年12月1日適用)
令和4年12月の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	現 行
167.5/100	162.5/100

(イ) 令和5年度の改定 (令和5年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合
令和5年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	令和4年度の改正
165/100	167.5/100

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和4年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和4年4月1日適用)
人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第7条第1項関係)

b 期末手当の支給割合 (令和4年12月1日適用)
令和4年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	現行
167.5/100	162.5/100

(イ) 令和5年度の改定 (令和5年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合

令和5年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	令和4年度の改正
165/100	167.5/100

(3) 施行期日等

改正の内容	施行期日等
(2)ア(ア)及び (2)イ(ア)	公布の日施行。ただし、(2)ア(ア)a及び(2)イ(ア)aについては令和4年4月1日から、(2)ア(ア)b及び(2)イ(ア)bについては令和4年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)ア(イ)及び (2)イ(イ)	令和5年4月1日施行

【議案（条例その他 その5）74頁 定県第141号議案】

19 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引上げを行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和4年 12月	6月	100分の215	100分の225
	3月以上6月未満	100分の129	100分の135
	3月未満	100分の64.5	100分の67.5

イ 令和5年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の220
	3月以上6月未満	100分の132
	3月未満	100分の66

(3) 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、(2)イについては令和5年4月1日から施行する。